明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一五四）　二
○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（一五五）　二
○押収物還付公告令の一部を改正する政令（一五六）　二

〔省　令〕

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**八五）　三
○福島復興再生特別措置法第二十七条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令（**経済産業**四〇）　四

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二二三）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**三七一）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一四四六～一四四九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四五〇～一四五三）　五
○海岸保全施設の管理の所掌の方法について協議が成立した件（**農林水産・国土交通**一）　六
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（**国土交通**六四五）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**六四六）　七
○直轄地すべり防止工事を完了した件（**同**六四七）　七
○渡良瀬遊水地鳥獣保護区を指定した件（**環境**八九）　八
○円山川下流域鳥獣保護区を指定した件（**同**九〇）　八
○円山川下流域特別保護地区を指定した件（**同**九一）　八
○荒尾干潟鳥獣保護区を指定した件（**同**九二）　九
○荒尾干潟特別保護地区を指定した件（**同**九三）　九

〔国会事項〕

公聴会
植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示（農林水産省）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
証票無効、社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇

〔人事異動〕

防衛省
官庁報告
国家試験
第五十四回原子炉主任技術者試験口答試験の施行（文部科学省・経済産業省）　九
第五十四回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（同）　九
第四十四回核燃料取扱主任者試験合格者（経済産業省）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五四号）（法務省）

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第七四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二四年六月二二日とすることとした。

◇刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（政令第一五五号）（法務省）

一　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三八年法律第一三八号）第二条第二項の規定による公告は、検察庁の掲示場に一四日間掲示する方法によって行い、必要があるときは、官報又は新聞紙に掲載する方法を併せて行うことができるものとすることとした。

二　この政令の施行期日について定めることとした。

◇押収物還付公告令の一部を改正する政令（政令第一五六号）（法務省）

一　題名を「押収物還付等公告令」に改めることとした。（題名関係）

二　刑事訴訟法第四九九条の二第一項において準用する同法第四九九条第一項及び第二項の規定による電磁的記録に係る記録媒体の交付又は当該電磁的記録の複写に関する公告の方法について規定することとした。（第一条並びに第三条第三項及び第四項関係）

三　この政令の施行期日について定めることとした。